

入札説明書

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律については、令和7年 12 月 12 日に完全施行されました。同法第 12 条及び第 13 条の規定により、入札者は入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないこととされました。

また発注者はその提出された内訳書の内容の確認等を行い必要な措置を講じなければならないとなっています。

○入札金額見積内訳書

入札金額見積内訳書に下記の科目を追加しました。

- 材料費
- 労務費
- 法定福利費の事業主負担額
- 建退共制度の掛金
- 安全衛生経費

入札時には、これらの科目についても、必ず金額を明記してください。

明記されていない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。

○労務費ダンピング調査の実施

本工事は、入札金額見積内訳書に記載された直接工事費が設計金額の一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア 理由の確認方法は対面によるヒアリング後、書面にて提出してください。

イ 書面の様式やヒアリング日時等については落札候補者に別途連絡します。

書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。

一定水準(土木工事) = 当該工事設計金額の直接工事費 ×

中央公契連モデルの係数

一定水準(建築工事) = 当該工事設計金額の直接工事費 ×

(1-0.1 又は 0.2(※)) × 中央公契連モデルの係数

中央公契連モデルの係数 0.97

※一般工事:0.1

昇降機設備その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした工事:0.2

和光市企画部財政課 契約検査担当